

大阪府立西浦支援学校同窓会規約（案）

第一章（名 称）

第 1 条 本会は大阪府立西浦支援学校同窓会という。(以下、「本会」という。)

第 2 条 本会の事務局は、大阪府立西浦支援学校に置く。

第二章（目 的）

第 3 条 本会の目的は、大阪府立西浦支援学校卒業生の生活の向上につとめ、あわせて会員相互の連携親和を図るものである。

第三章（事 業）

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の連携親和を図るための事業の推進
- 2 PTA との連携
- 3 その他、必要な事業

第四章（会 員）

第 5 条 本会の会員は、本校高等部卒業生とする。

但し、加入しない旨の申し出があった卒業生を除く。

第 6 条 本校の小学部及び中学部卒業生を特別会員とすることができる。

但し、本校上級学部へ進学しない場合に限る。

第 7 条 その他、本校からの転出生などを特別会員とすることができる。

第五章（役 員）

第 8 条 本会は各卒業学年で次の代表を置く。代表の任期は、2 年とする。

同窓会代表	卒業生	2 名
	保護者	2 ～ 3 名

第 9 条 本会は次の役員を置く。役員は、卒業後 2 年目の同窓会代表が担い、役員の任期は 1 年とする。

会長	（卒業生）	1 名
副会長	（卒業生）	1 名
会計	（保護者）	1 名
会計監査	（保護者）	1 ～ 2 名

第 10 条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、会を代表して会を総括する。
- 2 副会長は、会長の補佐をする。
- 3 会計は、会の会計事務を担当する。
- 4 会計監査は、会の会計の監査を担当する。
- 5 各卒業年度の同窓会代表は、事業運営の補佐をする。

第 11 条 現学校長、准校長を本会の名誉顧問とする。

第 12 条 本会の運営を促進するために顧問をおく。但し、顧問は本校職員より選出する。

第六章（総 会）

第 13 条 総会は年 1 回、1 月第 3 日曜日に行うものとする。

但し、開催方法については別に定める。

また、必要に応じて会長の招集により臨時総会を開催することができる。

第 14 条 総会では次の事項を審議・決定する。

- 1 役員の選出及び顧問の承認
- 2 予算、決算及び事業計画の承認
- 3 同窓会規約の改正
- 4 その他

第 15 条 総会の決議には、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第七章（会 費）

第 16 条 本会は会費を徴収しない。

但し、必要に応じて特別会費を徴収することができる。特別会費を徴収した場合は、事業開催当日に精算を行うものとする。

第 17 条 本会の事業年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第八章（通 信）

第 18 条 総会等の案内は、本校ホームページ「同窓会」などで連絡する。

第九章（付 則）

第 20 条 本規約は、2016 年 4 月 23 日より適用する。

第 21 条 本規約は、2019 年 4 月 27 日より適用する。

第 22 条 本規約は、2020 年 4 月 25 日より適用する。

第 23 条 本規約は、2021 年 2 月 15 日に改正し、2020 年 4 月 1 日より適用する。

第 24 条 本規約は、2022 年 2 月 15 日に改正し、2021 年 4 月 1 日より適用する。

但し、6 期生は、2022 年 3 月末まで郵送を行う。

第 25 条 本規約は、2024 年 4 月 27 日に改正し、2024 年 4 月 1 日より適用する。